

令和8年度交通安全推進運動広報業務 企画コンペ仕様書

1 業務名

令和8年度交通安全推進運動広報業務

2 業務目的

(1) 目的

県民の交通安全意識の向上と交通事故防止を図るため、県民一人一人に交通ルールの順守と正しい交通マナーの実践を呼びかける下記の運動等に関する広報啓発を行う。

(2) 広報啓発を行う運動等

- ア 自転車利用者のヘルメット着用及び自転車の安全利用に関する広報啓発
- イ 飲酒運転の防止に関する広報啓発
- ウ 秋の全国交通安全運動
- エ ひのくにピカピカ運動
- オ 横断歩道止まって渡す「思いやり」キャンペーン

3 委託業務の内容

(1) 自転車利用者のヘルメット着用及び自転車の安全利用に関する広報啓発

ア 目的

道路交通法が改正され、令和7年度から熊本県内の全ての県立高校で自転車ヘルメットの着用が自転車通学の条件化となったほか、令和8年度から自転車利用者に対する交通反則通告制度が適用されるなど、県民の関心が高まっている自転車利用者のヘルメット着用の推進及び交通ルールの遵守等、自転車利用時の安全を図る。

イ 広報啓発の内容

自転車利用者のヘルメット着用及び自転車の安全利用に関して広く県民に対し、電子掲示板・動画サイト・ラジオ・SNS等（以下、「メディア等」という。）による発信を行う。

ウ チラシの作成

(ア) 規格はA4サイズ、両面フルカラー、コート紙73kg、20,000枚

(イ) 令和8年11月30日（月）までに連盟へチラシ及び印刷データ（イラストレーター等及びPDFデータをCD-R等に保存したもの）を納品すること。

エ チラシの配布

熊本県交通安全推進連盟（以下、「連盟」という。）が作成する「警察署、市町村等の関係機関・団体（380か所程度）をとりまとめた配布計画」（以下、「配布計画」という。）に従って、チラシ計19,000枚を配布すること。

(2) 飲酒運転の防止に関する広報啓発

ア 目的

飲酒運転による交通事故が後を絶たず、悲惨な交通事故を防止するためもドライバー、酒類の提供者、同乗者に広く飲酒運転の悪質性を周知し飲酒運転の根絶を図る。

イ 広報啓発の内容

広く県民に対して飲酒運転の根絶を呼びかける内容をメディア等で発信する。

(3) 秋の全国交通安全運動における広報啓発

ア 目的

交通安全運動の期間において、交通ルールの遵守や交通事故防止に関する広報啓発及び県内の市町村と連携した広報啓発を行うことにより県民に広く運動の周知や交通安全意識の向上を図る。

イ 運動期間

令和8年9月21日から令和8年9月30日

ウ 本業務で重点的に広報啓発を行う時期

9月から9月30日

エ 広報啓発の内容

(7) メディア等での広報

広く県民に対し、全国交通安全運動期間中の交通事故防止を呼びかける内容をメディア等で発信する。

(4) 市町村等出演の広報啓発

市町村等（市町村長、担当職員を含む）が出演又は広報する交通安全に関するメッセージについてメディア等で発信する。

オ チラシの作成

(7) 規格はA4サイズ、両面フルカラー、コート紙73kg、32,000枚（連盟へ納品するものについては、100枚ずつに仕切り紙）

(4) 令和8年9月4日（金）までに連盟へチラシ及び印刷データ（イラストレーター等及びPDFデータをCD-R等に保存したもの）を納品すること。

カ チラシ・ポスターの配布

連盟が作成する配布計画に従って、内閣府作成チラシ計17,880枚及び「(3) オ チラシの作成」で作成したチラシの内30,000枚、内閣府等作成ポスター（B2サイズ）計2,820枚、内閣府作成ポスター（B3サイズ）計100枚を配布すること。

(4) ひのくにピカピカ運動

ア 目的

秋から冬にかけては日没が早まり、夕暮れ時から翌日の早朝にかけての交通事故が発生しやすい傾向にあることから、広く県民に注意を喚起するとともに、特に、「反射材の活用」と「前照灯の早め点灯」等の実践を促し、交通事故防止の徹底を図る。

イ 運動期間

令和8年10月15日～令和8年1月31日

ウ 本業務で重点的に広報啓発を行う時期

10月から1月31日

エ 広報啓発の内容

広く県民に対し、「反射材の活用」と「前照灯の早め点灯」等と呼ばせる内容をメディア等で発信する。

オ ポスターの作成

(7) 規格はB2サイズ、片面フルカラー、コート紙135kg、2,000枚

(4) 令和8年9月30日（水）までに連盟へポスター及び印刷データ（イラストレーター等及びPDFデータをCD-R等に保存したもの）を納品すること。

カ ポスターの配布

連盟が作成する配布計画に従って、ポスター計1,900枚を配布すること。

(5) 横断歩道止まって渡す『思いやり』キャンペーン

ア 目的

「横断歩道では歩行者優先」との意識を県民一人一人に認識させ、安全な交通行動を取るにより、高齢者を始めとする横断歩行者の交通事故防止の徹底を図る。

イ 運動期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

ウ 本業務で重点的に広報啓発を行う時期

10月から2月の毎月10日前後

エ 広報啓発の内容

広く県民に対し、横断歩道に関する交通ルールと「てまえ運動※」を呼びかける内容をメディア等で発信する。

※別添の横断歩道止まって渡す『思いやり』キャンペーン実施要領を参照

(6) その他

本件業務目的に資する広報啓発に効果的な自由提案事項

4 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月10日（水）までとする。

5 業務完了報告書

令和9年（2027年）3月10日（水）までに、業務完了報告書（様式任意）を提出すること。

※同報告書には、広報啓発の実績が分かる書類及び写真等を添付すること。

6 業務遂行に関する留意点

- (1) 業務の実施に当たっては、連盟と十分に連携しながら行うこと。
- (2) 業務の進捗管理等を行う責任者を配置すること。
- (3) 進捗状況について、随時、連盟に報告すること。

7 業務委託仕様書

業務委託契約に係る仕様書については、本企画コンペ仕様書及び提案者の企画提案を基に、連盟と提案者が協議の上、決定するものとする。

8 その他留意事項

発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、次の事項について留意する。

- (1) 乙は、本業務の遂行に当たって、関係する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 乙は、本業務の遂行に当たって、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、甲の承諾なしに、業務の処理過程において得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
- (3) 乙は、業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲による承諾を得、合理的に必要な範囲で本業務に係る一部を再委託することは妨げない。

- (4) その他、本業務を円滑に進めるため、本仕様書に定めのない事項又は当仕様書に定める業務の実施に当たって必要な詳細事項及び、疑義が生じた場合は、甲と乙が相互に協議のうえ、決定する。
- (5) 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担する。

9 著作権

本委託事業によって得られる著作権その他の権利はすべて連盟に帰属するものとする。